

農業者の皆様 **集落ぐるみで農地を守りませんか！**

中山間地域等直接支払制度 第4期対策が始まっています!!

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。



美しい棚田の風景

交付単価

※畑の傾斜基準・単価も
あります。

地目	区分	単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000

※体制整備単価の場合

対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

5年間は長いなあ？

病気・高齢等により営農が継続できないと市町村が判断した場合は免責適用となり協定に迷惑を掛けることなく脱退することができます。
(8割単価の場合)

対象地域

H27.4.1現在



※対象地域内の農振農用地で傾斜基準を満たす必要があります。

- 法指定地域 (特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法)
- 特認地域 A (地域の実態に応じて指定)
- 特認地域 B

詳細な対象地域については、市町村にお尋ねください。



モチ米の加工



鳥獣害防護柵の設置

どんな活動をしたらいいの？

①基礎単価(8割単価)

◆農業生産活動等 (例) 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)

通常どおりに栽培して、集落等の共同で農道・水路の管理をすればOK

◆多面的機能を増進する活動 (例) 景観作物の作付け、周辺林地の管理、体験農園の設置等

活動例

協定参加者みんなで作業するから安心

まずは基礎の活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



景観作物(アヒ)の作付け

②体制整備単価(10割単価)

(①基礎単価+②体制整備単価に取り組む協定に単価の10割を交付)

次の(1)~(3)の中から1つを選択して実施 (達成要件があります。)

(1) 農業生産性の向上

機械・農作業の共同化、担い手への農地集積 等

(2) 女性・若者等の参画を得た取組

新規就農者による営農、農産物の加工・販売 等

(3) 集団的かつ持続可能な体制整備

協定参加者が病気・死亡等により営農困難となった場合に備え、継続できる体制を構築

余力があれば次の活動



水稻の共同防除

いざという時には、協定参加者が替わって作業してくれるから安心

中山間地域等直接支払制度に取り組むには？

(1) 市町村の担当課に相談する。

(2) 集落の将来像を明確化し、その実現に向けて中山間地域等直接支払制度に取り組むことを話し合う。

(3) 集落協定代表者等の役員を決める。

(4) 集落の将来像(プラン)と取組内容をまとめた事業計画書(協定書)を作成し、市町村から認定を受ける。

(5) 協定で取り決めた活動を行う。

(6) 市町村へ実績報告書を提出する。



【問い合わせ先】

■各市町村 中山間地域等直接支払制度 担当課

■県民局 農林水産事業部 農業振興課

備前局 ☎ 086-233-9825 (直通)

備中局 ☎ 086-434-7031 (直通)

美作局 ☎ 0868-23-1469 (直通)